

泉大津市議会令和3年第1回臨時会会議事項

(令和3年5月12日)

# 会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	5	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定の件）	3
同	6	専決処分報告の件（令和2年度泉大津市病院事業会計補正予算の件）	7
同	7	専決処分報告の件（泉大津市市税条例の一部改正の件）	19
同	8	専決処分報告の件（令和2年度泉大津市一般会計補正予算の件）	47
同	9	専決処分報告の件（令和3年度泉大津市一般会計補正予算の件）	77
議 案	26	令和3年度泉大津市一般会計補正予算の件	103

報告第5号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	3
専決年月日	令和3年3月24日
事件名	損害賠償の額の決定の件



専決第3号

## 損害賠償の額の決定の件

平成25年8月15日に市立病院内科において発生した医療事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和3年3月24日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 損害賠償の額

別紙のとおり

2 相手方の住所氏名

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※ ※ ※ ※

「別 紙」

## 損 害 賠 償 の 額

区 分	金 額	備 考
補 償 金	8, 0 0 0, 0 0 0 円	治療費及び慰謝料等を含む解決金
計	8, 0 0 0, 0 0 0 円	

報告第6号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	4
専決年月日	令和3年3月24日
事件名	令和2年度泉大津市病院事業会計補正予算の件（補正第4号）







専決第4号

令和2年度泉大津市病院事業会計補正予算

第1条 令和2年度泉大津市病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度泉大津市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 病院事業収益	5,953,799千円	8,000千円	5,961,799千円
第2項 医業外収益	506,700千円	8,000千円	514,700千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	6,353,689千円	8,000千円	6,361,689千円
第1項 医業費用	6,122,524千円	8,000千円	6,130,524千円

令和3年3月24日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

令和2年度泉大津市病院

収益的収入

収

款	項	目
1 病院事業収益		
	2 医業外収益	
		4 その他医業外収益

支

款	項	目
1 病院事業費用		
	1 医業費用	
		3 経費

# 事業会計補正予算実施計画

## 及び支出

### 入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
5,953,799	8,000	5,961,799
506,700	8,000	514,700
67,054	8,000	75,054

### 出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
6,353,689	8,000	6,361,689
6,122,524	8,000	6,130,524
1,335,348	8,000	1,343,348

## 令和2年度 泉大津市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 399,890
減価償却費	280,951
固定資産除却費	2,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 3,184
退職給付引当金の増減額(△は減少)	95,785
賞与引当金の増減額(△は減少)	37,021
長期前受金戻入額	△ 7,519
支払利息	78,967
未収金の増減額(△は増加)	0
未払金の増減額(△は減少)	0
たな卸資産の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
その他(△は増加)	32,537
小計	116,668
利息の支払額	△ 78,967
業務活動によるキャッシュ・フロー合計	37,701

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 181,682
補助金による収入	124,754
看護師養成費貸付による支出	△ 3,648
投資活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 60,576

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	2,150,000
一時借入れの返済による支出	△ 2,700,000
企業債による収入	800,000
企業債の償還による支出	△ 464,005
他会計長期借入金の返還による支出	△ 50,000
他会計からの出資による収入	331,671
リース債務の返済による支出	△ 62,938
財務活動によるキャッシュ・フロー合計	4,728

資金増加(減少)額	△ 18,147
資金期首残高	130,693
資金期末残高	112,546



収益的収入  
収

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 病院事業収益		5,953,799	8,000	5,961,799
2 医業外収益		506,700	8,000	514,700
	4 その他医業外収益	67,054	8,000	75,054

支

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 病院事業費用		6,353,689	8,000	6,361,689
1 医業費用		6,122,524	8,000	6,130,524
	3 経 費	1,335,348	8,000	1,343,348

及び支出

入

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 その他医業外収益	8,000	医師賠償責任保険金 8,000

出

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
20 補 償 金	8,000	損害賠償金 8,000



報告第7号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	5
専決年月日	令和3年3月31日
事件名	泉大津市市税条例の一部改正の件



専決第5号

## 泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月31日専決

泉大津市長 南 出 賢 一



## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例

泉大津市市税条例（昭和 39 年泉大津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 8 に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理されたとき」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第 42 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 6 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附則第 6 条の 2 の 3 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 7 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 10 条第 3 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第

30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を同条第15項とし、同条第17項中「(生産性向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零)」を削り、同項を同条第16項とする。

附則第11条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第11条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第15条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度か

ら令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度及び令和5年度分」に改める。

附則第23条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉大津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用さ

せる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(参 考)

## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例要綱

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布に伴い、所要の改正を行ったものであること。

### 1 軽自動車税

#### (1) 環境性能割

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を9箇月間延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするとしたものであること。（附則第6条の2関係）

#### (2) 種別割

現行のグリーン化特例（軽課）措置を2年間延長したものであること。（附則第11条関係）

### 2 固定資産税及び都市計画税

土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置について、引き続きその仕組みを3年間延長したものであること。（附則第7条及び附則第13条から附則第15条関係）

### 3 個人市民税

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人市民税から控除するとしたものであること。（附則第23条関係）

### 4 その他所要の規定の整備を行ったものであること。

### 5 附則に関する事項

#### (1) 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行したものであること。（改正条例附則第1条）

#### (2) 経過措置

この条例の施行に関し所要の経過規定を定めたものであること。（改正条例附則第2条及び第3条）



改正後	改正前
<p>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則 （軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第6条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第6条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第41条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第6条の2の3 (略)</p> <p>2 大阪府知事は、当分の間、前項の</p>	<p>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則 （軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第6条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第6条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第41条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第6条の2の3 (略)</p> <p>2 大阪府知事は、当分の間、前項の</p>

改正後	改正前
<p>規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3及び4 （略）</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの用地変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第7条 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第</u></p>	<p>規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3及び4 （略）</p> <p>（平成30年度から令和2年度までの用地変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第7条 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）及び法附則第25条の3（法附則第27条の4</u></p>

改正後	改正前
<p>2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第27項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第27項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定</p>	<p>の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第30項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定</p>

改正後	改正前
<p>する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第30項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画を</p>

改正後	改正前
<p>14 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第11条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第43条の規定</p>	<p>いう。第17項において同じ。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</p> <p>15 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零)とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第11条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第43条の規定</p>

改正後	改正前
<p>の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第43条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下<u>この条</u>において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下<u>この項及び次項</u>において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第43条の規定の適用については、<u>当該ガソリン</u></p>

改正後	改正前
<p>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><u>軽自動車</u>が平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が</u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<u>が</u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第43条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が</u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="229 443 783 506" style="text-align: center;">(略)</p> <p data-bbox="204 517 344 551">5 (略)</p> <p data-bbox="204 573 783 1503">6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第43条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p data-bbox="204 1525 783 1984">7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自</u></p>	<p data-bbox="836 331 1390 432">表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p data-bbox="836 443 1390 506" style="text-align: center;">(略)</p> <p data-bbox="810 517 951 551">5 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第43条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特</p>

改正後	改正前
<p>例)</p> <p>第 1 1 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 8 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第 1 3 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1 0</p>	<p>例)</p> <p>第 1 1 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 5 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 及び 3 （略）</p> <p>（宅地等に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第 1 3 条 宅地等に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1</p>

改正後	改正前
<p>0分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ</p>	<p>00分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき</p>

改正後	改正前
<p>らの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る <u>令和4年度及び令和5年度</u> 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.</p>	<p>は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る <u>平成30年度から令和2年度</u> までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.</p>

改正後	改正前
<p>7 下のものに係る <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</u></p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける</u></p>	<p>7 下のものに係る <u>平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</u></p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0. 7 を超えるものに係る <u>平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受け</u></p>

改正後	改正前
<p>商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>第14条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額</u>（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）を当該農</p>	<p>る商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>）</p> <p>第14条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額</u>（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地</p>

改正後	改正前
<p>地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(市街化区域農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>第15条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第27条の規定により法附則第19条の3の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は</p>	<p>第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第27条の規定により法附則第19条の3の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であ</p>

改正後	改正前
<p>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額と</p>	<p>るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準</p>

改正後	改正前
<p>した場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>となるべき額とした場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第23条 (略)</p>

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

専決番号	6
専決年月日	令和3年3月31日
事件名	令和2年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第1号）







専決第6号

## 令和2年度泉大津市一般会計補正予算

令和2年度泉大津市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825,496千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,438,744千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		180,000	11,230	191,230
	2 自動車重量譲与税	92,000	295	92,295
	3 特別とん譲与税	53,000	4,847	57,847
	4 森林環境譲与税	0	6,088	6,088
4 配当割交付金		45,000	11,714	56,714
	1 配当割交付金	45,000	11,714	56,714
5 株式等譲渡所得割交付金		25,000	39,182	64,182
	1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	39,182	64,182
9 地方特例交付金		67,000	10,595	77,595
	1 地方特例交付金	67,000	10,595	77,595
10 地方交付税		3,814,394	16,064	3,830,458
	1 地方交付税	3,814,394	16,064	3,830,458
11 交通安全対策特別交付金		12,000	2,170	14,170
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	2,170	14,170
13 使用料及び手数料		336,054	8,577	344,631
	2 手数料	134,080	8,577	142,657

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 府支出金		2,218,145	2,200	2,220,345
	2 府補助金	522,923	2,200	525,123
16 財産収入		119,368	38,245	157,613
	1 財産運用収入	117,358	5,933	123,291
	2 財産売払収入	2,010	32,312	34,322
17 寄附金		20,010	587,250	607,260
	1 寄附金	20,010	587,250	607,260
20 諸収入		474,506	98,269	572,775
	3 収益事業収入	55,000	97,216	152,216
	5 雑入	408,234	1,053	409,287
歳 入 合 計		40,613,248	825,496	41,438,744

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,483,946	810,831	11,294,777
	1 総務管理費	9,791,215	804,961	10,596,176
	8 テクスピア大阪管理運営費	86,692	5,870	92,562
4 衛生費		4,078,848	8,577	4,087,425
	2 清掃費	1,137,824	8,577	1,146,401
7 土木費		3,218,773	6,088	3,224,861
	4 都市計画費	1,240,968	6,088	1,247,056
歳 出 合 計		40,613,248	825,496	41,438,744



# 歳 入 歳 出 補 正 予 算

## 1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
2 地方譲与税	180,000
4 配当割交付金	45,000
5 株式等譲渡所得割交付金	25,000
9 地方特例交付金	67,000
10 地方交付税	3,814,394
11 交通安全対策特別交付金	12,000
13 使用料及び手数料	336,054
15 府支出金	2,218,145
16 財産収入	119,368
17 寄附金	20,010
20 諸収入	474,506
歳 入 合 計	40,613,248

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
11,230	191,230
11,714	56,714
39,182	64,182
10,595	77,595
16,064	3,830,458
2,170	14,170
8,577	344,631
2,200	2,220,345
38,245	157,613
587,250	607,260
98,269	572,775
825,496	41,438,744

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	10,483,946	810,831
4 衛生費	4,078,848	8,577
7 土木費	3,218,773	6,088
歳 出 合 計	40,613,248	825,496

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
11,294,777			626,548	184,283
4,087,425			8,577	
3,224,861			6,088	
41,438,744			641,213	184,283

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 180,000	千円 11,230	千円 191,230

### (款) 2 地方譲与税

#### (項) 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 自動車重量譲与税	92,000	295	92,295
計	92,000	295	92,295

#### (項) 3 特別とん譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 特別とん譲与税	53,000	4,847	57,847
計	53,000	4,847	57,847

#### (項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 森林環境譲与税	0	6,088	6,088
計	0	6,088	6,088

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 自動車重量譲与税	295	自動車重量譲与税

節		説明
区分	金額	
1 特別とん譲与税	4,847	特別とん譲与税

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	6,088	森林環境譲与税

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

補正前	補正額	計
千円 45,000	千円 11,714	千円 56,714

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 配当割交付金	45,000	11,714	56,714
計	45,000	11,714	56,714

補正前	補正額	計
千円 25,000	千円 39,182	千円 64,182

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	39,182	64,182
計	25,000	39,182	64,182

補正前	補正額	計
千円 67,000	千円 10,595	千円 77,595

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 地方特例交付金	67,000	10,595	77,595

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 配当割交付金	11,714	配当割交付金

節		説明
区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	39,182	株式等譲渡所得割交付金

節		説明
区分	金額	
1 地方特例交付金	10,595	地方特例交付金

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
計	67,000	10,595	77,595

補正前	補正額	計
千円 3,814,394	千円 16,064	千円 3,830,458

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	3,814,394	16,064	3,830,458
計	3,814,394	16,064	3,830,458

補正前	補正額	計
千円 12,000	千円 2,170	千円 14,170

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 交通安全対策特別交付金	12,000	2,170	14,170
計	12,000	2,170	14,170

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	16,064	特別交付税

節		説明
区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	2,170	交通安全対策特別交付金

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

補正前	補正額	計
千円 336,054	千円 8,577	千円 344,631

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生手数料	100,707	8,577	109,284
計	134,080	8,577	142,657

補正前	補正額	計
千円 2,218,145	千円 2,200	千円 2,220,345

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費府補助金	12,600	2,200	14,800
計	522,923	2,200	525,123

補正前	補正額	計
千円 119,368	千円 38,245	千円 157,613

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 利子及び配当金	3,669	69	3,738

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 清掃手数料	8,577	一般家庭ごみ収集手数料(地域環境基金活用事業)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	2,200	大阪府市町村振興補助金

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	69	財政調整基金利子収入
		61

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計
2 財産貸付収入	113,689	5,864	119,553
計	117,358	5,933	123,291

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
2 不動産売払収入	2,000	32,312	34,312
計	2,010	32,312	34,322

補正前	補正額	計
千円 20,010	千円 587,250	千円 607,260

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 指定寄附金	20,000	587,250	607,250
計	20,010	587,250	607,260

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		テクスピア大阪産業振興整備基金利子収入 6 泉大津市公共施設整備基金利子収入 2
1 土地建物貸付収入	5,864	テクスピア大阪施設貸付収入

節		説明
区分	金額	
1 土地建物売払収入	32,312	土地売払収入

節		説明
区分	金額	
1 総務費寄附金	250	災害対策費寄附金
2 ふるさと応援寄附金	587,000	がんばろう基金事業費寄附金 8,527 セーフコミュニティ基金事業費寄附金 3,339 ふるさと応援寄附金 575,134

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

補正前	補正額	計
千円 474,506	千円 98,269	千円 572,775

(款) 20 諸収入

(項) 3 収益事業収入

目	補正前の額	補正額	計
1 競艇事業収入	55,000	97,216	152,216
計	55,000	97,216	152,216

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	408,234	1,053	409,287
計	408,234	1,053	409,287

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 競艇事業収入	97,216	大阪府都市競艇企業団配分金

節		説明
区分	金額	
1 雑入	1,053	自動車・建物損害共済災害共済金

(款) 20 諸収入

(項) 3 収益事業収入

### 3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 10,483,946	千円 810,831	千円 11,294,777

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
20 がんぱろう 基金費	504	8,527	9,031			8,527	
22 財政調整基 金費	225,568	182,721	408,289			61	182,660
23 セーフコミ ュニティ基 金費	6	4,962	4,968			3,339	1,623
24 ふるさと応 援基金費	40	575,384	575,424			575,384	
25 公共施設整 備基金費	17,785	33,367	51,152			33,367	
計	9,791,215	804,961	10,596,176			620,678	184,283

##### (項) 8 テクスピア大阪管理運営費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 テクスピア 大阪管理運 営費	17,000	△1,028	15,972			△1,028	
2 テクスピア 大阪産業振 興整備基金 費	69,692	6,898	76,590			6,898	
計	86,692	5,870	92,562			5,870	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	8,527	1 がんぱろう基金積立事業 8,527	24 積立金 がんぱろう基金積立金 8,527
24 積立金	182,721	1 財政調整基金積立事業 182,721	24 積立金 財政調整基金積立金 182,721
24 積立金	4,962	1 セーフコミュニティ基金積立事業 4,962	24 積立金 セーフコミュニティ基金積立金 4,962
24 積立金	575,384	1 ふるさと応援基金積立事業 575,384	24 積立金 ふるさと応援基金積立金 575,384
24 積立金	33,367	1 公共施設整備基金積立事業 33,367	24 積立金 公共施設整備基金積立金 33,367

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 使用料及び賃借料	△1,028	1 テクスピア大阪管理運営事業 △1,028	13 使用料及び賃借料 テキスピア大阪土地賃借料 △1,028
24 積立金	6,898	1 テクスピア大阪産業振興整備基金積立事業 6,898	24 積立金 テキスピア大阪産業振興整備基金積立金 6,898

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補正前	補正額	計
千円 4,078,848	千円 8,577	千円 4,087,425

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 塵芥処理費	613,562	△812	612,750			△812	
4 地域環境基金費	51,770	9,389	61,159			9,389	
計	1,137,824	8,577	1,146,401			8,577	

補正前	補正額	計
千円 3,218,773	千円 6,088	千円 3,224,861

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
6 森林環境譲与税基金費	1	6,088	6,089			6,088	
計	1,240,968	6,088	1,247,056			6,088	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 旅費 10 需用費 11 役務費	△100 △677 △35	6 一般家庭ごみ減量化 推進事業(地域環境 基金活用事業) △812	8 旅費 △100 普通旅費 10 需用費 △677 消耗品費 △641 印刷製本費 △36 11 役務費 △35 指定ごみ袋品質検査手数料
24 積立金	9,389	1 地域環境基金積立事 業 9,389	24 積立金 9,389 地域環境基金積立金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	6,088	1 森林環境譲与税基金 積立事業 6,088	24 積立金 6,088 森林環境譲与税基金積立金

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費



報告第9号

## 専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	7
専決年月日	令和3年4月15日
事件名	令和3年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第2号）







専決第7号

## 令和3年度泉大津市一般会計補正予算

令和3年度泉大津市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,123,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月15日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		6,070,643	62,058	6,132,701
	2 国庫補助金	616,489	62,058	678,547
歳 入 合 計		32,061,290	62,058	32,123,348

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,202,625	492	3,203,117
	1 総務管理費	2,591,882	492	2,592,374
3 民生費		13,807,690	61,386	13,869,076
	1 社会福祉費	5,231,928	600	5,232,528
	2 児童福祉費	4,598,124	60,786	4,658,910
9 教育費		3,336,084	180	3,336,264
	6 保健体育費	155,373	180	155,553
歳 出 合 計		32,061,290	62,058	32,123,348





# 歳 入 歳 出 補 正 予 算

## 1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	6, 0 7 0, 6 4 3
歳 入 合 計	3 2, 0 6 1, 2 9 0

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
62,058	6,132,701
62,058	32,123,348

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	3,202,625	492
3 民生費	13,807,690	61,386
9 教育費	3,336,084	180
歳 出 合 計	32,061,290	62,058

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3,203,117				492
13,869,076	60,696			690
3,336,264				180
32,123,348	60,696			1,362

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 6,070,643	千円 62,058	千円 6,132,701

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	36,337	1,362	37,699
2 民生費国庫補助金	143,775	60,696	204,471
計	616,489	62,058	678,547

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	1,362	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 児童福祉費補助金	60,696	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金（ひとり親世帯分）

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

### 3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 3,202,625	千円 492	千円 3,203,117

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,501,277	492	1,501,769				492
計	2,591,882	492	2,592,374				492

補正前	補正額	計
千円 13,807,690	千円 61,386	千円 13,869,076

#### (款) 3 民生費

##### (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 老人福祉費	2,193,186	300	2,193,486				300
8 障がい者福祉費	286,174	300	286,474				300
計	5,231,928	600	5,232,528				600

##### (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	1,588,454	90	1,588,544				90
2 児童措置費	1,131,810	60,696	1,192,506	60,696			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	492	4 職員健康診断事業 492	12 委託料 492 職員等PCR検査実施業務委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	300	23 介護サービス事業従事者PCR検査受検支援事業 300	12 委託料 300 高齢者等施設従事者PCR検査実施業務委託料
12 委託料	300	14 障がい福祉サービス事業従事者PCR検査受検支援事業 300	12 委託料 300 障がい福祉サービス事業従事者PCR検査実施業務委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	90	10 民間認定こども園等運営補助事業 90	12 委託料 90 民間認定こども園職員PCR検査実施業務委託料
3 職員手当等	1,308	2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 60,696	3 職員手当等 1,308
10 需用費	54		時間外勤務手当 744
11 役務費	1,286		管理職員特別勤務手当 564
12 委託料	1,948		10 需用費 54

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	4,598,124	60,786	4,658,910	60,696			90

補正前	補正額	計
千円 3,336,084	千円 180	千円 3,336,264

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	43,023	180	43,203				180
計	155,373	180	155,553				180

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	56,100		消耗品費 40
			印刷製本費 14
			11 役務費 1,286
			通信運搬費 296
			振込手数料 990
			12 委託料 1,948
			電算処理委託料
			18 負担金、補助及び交付金 56,100
			低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	180	3 小中学校教職員PCR検査実施事業 180	12 委託料 180 職員等PCR検査実施業務委託料

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(536) 503	748,495	1,760,354	1,643,919	4,152,768	745,904	4,898,672	
補正前	(536) 503	748,495	1,760,354	1,642,611	4,151,460	745,904	4,897,364	
比 較	(0) 0	0	0	1,308	1,308	0	1,308	

( )内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	53,784	112,763	862,904	62,304	42,860	44,842	107,242	11,445
	補 正 前	53,784	112,763	862,904	62,304	42,860	44,842	106,498	11,445
	比 較	0	0	0	0	0	0	744	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	319,658	4,530	0	0	19,745	1,842	1,643,919	
	補 正 前	319,658	4,530	0	0	19,745	1,278	1,642,611	
	比 較	0	0	0	0	0	564	1,308	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(15) 486	1,723,978	1,497,373	3,221,351	601,393	3,822,744	
補正前	(15) 486	1,723,978	1,496,065	3,220,043	601,393	3,821,436	
比 較	(0) 0	0	1,308	1,308	0	1,308	

( )内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	53,784	110,579	721,387	62,304	42,300	44,842	107,242	11,445
	補 正 前	53,784	110,579	721,387	62,304	42,300	44,842	106,498	11,445
	比 較	0	0	0	0	0	0	744	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	317,373	4,530	0	0	19,745	1,842	1,497,373		
補 正 前	317,373	4,530	0	0	19,745	1,278	1,496,065		
比 較	0	0	0	0	0	564	1,308		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(521) 17	748,495	36,376	146,546	931,417	144,511	1,075,928	
補正前	(521) 17	748,495	36,376	146,546	931,417	144,511	1,075,928	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

( )内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 (千円)	通 勤 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	2,184	141,517	560	0	0	2,285	0	146,546
	補 正 前	2,184	141,517	560	0	0	2,285	0	146,546
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
職員手当	1,308	その他の増減分	1,308	異動等による増	







## 令和3年度泉大津市一般会計補正予算

令和3年度泉大津市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,190,548千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月12日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		6,132,701	67,200	6,199,901
	2 国庫補助金	678,547	67,200	745,747
歳 入 合 計		32,123,348	67,200	32,190,548

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		3,752,169	32,600	3,784,769
	1 保健衛生費	862,045	32,600	894,645
6 商工費		77,205	22,500	99,705
	1 商工費	77,205	22,500	99,705
9 教育費		3,336,264	12,100	3,348,364
	2 小学校費	960,636	4,000	964,636
	3 中学校費	674,722	8,100	682,822
歳 出 合 計		32,123,348	67,200	32,190,548





# 歳 入 歳 出 補 正 予 算

## 1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	6, 132, 701
歳 入 合 計	32, 123, 348

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
67,200	6,199,901
67,200	32,190,548

歳 出

款	補正前の額	補正額
4 衛生費	3,752,169	32,600
6 商工費	77,205	22,500
9 教育費	3,336,264	12,100
歳 出 合 計	32,123,348	67,200

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3,784,769				32,600
99,705				22,500
3,348,364				12,100
32,190,548				67,200

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 6,132,701	千円 67,200	千円 6,199,901

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	37,699	67,200	104,899
計	678,547	67,200	745,747

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	67,200	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

### 3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 3,752,169	千円 32,600	千円 3,784,769

#### (款) 4 衛生費

##### (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	122,745	32,250	154,995				32,250
6 保健センター費	29,115	350	29,465				350
計	862,045	32,600	894,645				32,600

補正前	補正額	計
千円 77,205	千円 22,500	千円 99,705

#### (款) 6 商工費

##### (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 商工業振興費	33,486	22,500	55,986				22,500
計	77,205	22,500	99,705				22,500

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助及び交付金	32,250	6 医療機関等支援事業	32,250	18 負担金、補助及び交付金 医療機関等支援給付金	32,250
10 需用費	300	1 一般事務事業（健康 づくり課）	350	10 需用費 消耗品費	300
11 役務費	50			11 役務費 通信運搬費	50

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	2,500	1 産業振興対策事業	22,500	12 委託料	2,500
18 負担金、補助及び交付金	20,000			18 負担金、補助及び交付金 新型コロナウイルス感染症対策事業者設 備改修支援事業委託料	20,000

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

補正前	補正額	計
千円 3,336,264	千円 12,100	千円 3,348,364

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	892,924	4,000	896,924				4,000
計	960,636	4,000	964,636				4,000

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	637,590	8,100	645,690				8,100
計	674,722	8,100	682,822				8,100

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助及び交付金	4,000	2 小学校運営事業	4,000	18 負担金、補助及び交付金 感染症対策補助金	4,000

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助及び交付金	8,100	1 中学校運営事業	8,100	18 負担金、補助及び交付金 感染症対策補助金	8,100

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

